



01 成年後見制度を知っていますか？

三重病院 夏の子ども健康教室2017開催
02 ころもふれあいコンサート開催
医療安全川柳(9月)

平成29年度 健康フェスタ 公開糖尿病教室
03 「やまぼとギャラリー」情報コーナー
三重病院のサラメシ¹⁵

5病棟の生活のひとコマ²⁸
04 アレルギー教室のクッキング(10月)のお知らせ
外来からのお知らせ／外来診察のご案内

三重病院では、2病棟(小児科)以外の1病棟(整形外科)、南3病棟(神経内科)、北3病棟(内科)、5病棟(重症心身障害児)は、障害者病棟としての役割を担っています。対象となる患者さんは、重症心身障害児、重度の肢体不自由の方、重度の意識障害の方、筋ジストロフィーの方、神経難病の方であり、判断能力の十分でない方が多数入院しているのが当院の特徴です。

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人(後見人)を付けてもらう制度です。通常、後見人には、弁護士や司法書士などの専門職や親族がなります。本制度で一番大事なことは、第三者や家族を守るためのものではなく、本人の尊厳を守ることです。我が国では、2000年に成年後見制度がスタートしましたが、十分に利用されていなかったため、2016年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。

本法の1条(目的)に、「この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢化社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段である」と明記されています。このよう

に、成年後見制度は共生社会のための制度と位置づけられており、社会全体で支え合う社会をつくるために、関係者、国民、



関係機関等の協力・連携が必要です。

本法の基本理念として、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上配慮義務の3つが挙げられています。

● ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人でも障害のない人と同じ普通の生活を送ることができる社会にしようというものです。障害者福祉は、歴史的には、家族の重い介護負担を軽減するための収容施設を造

ることが主体で、障害者の意思尊重は軽視されてきました。1950年代にデンマークで始まったノーマライゼーションの考え方は世界に広がり、現在、社会福祉の基本原則と考えられています。例えば、バリアフリー、特別支援学級、障害者雇用はノーマライゼーションの考えに基づいた対策です。

● 自己決定権の尊重

本人の意思決定を尊重し、現有能力を活用して自己決定を支援するという考え方です。これまで、障害者は、意思決定能力のない者として扱われ、自己決定の権利を奪われることがたびたびありましたが、代理・代行決定の仕組みから意思決定支援への仕組みに転換されつつあります。障害者本人の意向を全く確認できない場合、関係者は障害者本人にとっての最善が何かを考える必要があります。

● 身上配慮義務

これは、本人の心身の状態および生活の状況に配慮して生活を支えることであり、可能な限り自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援します。例えば、介護サービスの利用や福祉施設や病院の入退院手続きといった日常生活にかかわる契約を行います。

後見人による財産の着服事件が問題になることがありますが、このように障害者の最善を考えるのが成年後見制度の理念です。これまでの日本の社会制度は家族による支援を前提にしてきましたが、独居高齢者が増え、近親者が身近にいない方が増えています。また、高齢化社会の急速な進行に伴い、認知症患者が増加しています。成年後見制度は、判断能力が低下しても、本人の意思を尊重した生活を送れ、経済的な搾取や虐待から本人を守ることができる制度であり、本制度を利用する方が増えています。(神経内科医長 佐々木 良元)

成年後見制度を知っていますか？